

一般社団法人 日本応用数理学会 JSIAM Letters 編集委員会 規程

2021年7月30日 理事会 制定

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人日本応用数理学会（以下「学会」という。）一般規程第4条により設置されるJSIAM Letters 編集委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものである。

第2条（事業）

委員会は、学会の事業のうち、次のものを担当する。

- (1) 電子英文速報誌『JSIAM Letters』（以下「Letters」という）の編集と発行
- 2 Lettersは、隨時編集を行い、科学技術振興機構の運営する科学技術情報発信・流通総合システム J-Stage 上で公開する。
- 3 Lettersに掲載する論文の種類ならびにその取扱については、別に定める。

第3条（委員）

委員会は、10名程度の学会正会員を委員として構成する。

- 2 委員会に委員長1名、副委員長1～2名を置く。
- 3 委員長の任期は原則として2年とし、委員の互選により選出する。
- 4 委員長はLetters担当の学会理事（以下、担当理事）を介して、学会理事会と密接に連絡を取り、Letters発行および委員会運営が円滑に進むように努める。担当理事自身を委員に加えることが望ましい。
- 5 副委員長の任期は原則として3年とし、委員の互選により選出する。
- 6 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、副委員長が代行する。
- 7 委員の任期は3年とし、重任あるいは再任を妨げない。
- 8 委員は、委員会が推薦し、学会理事会の議を経て、学会長が委嘱する。
- 9 委員の役割分担は、別に定める。

第4条（連絡委員）

委員会に、各研究部会からの連絡委員を加えることができる。

- 2 連絡委員は、研究部会あたり2～5名とする。
- 3 連絡委員の任期は3年とし、重任あるいは再任を妨げない。

第5条（開催）

委員会は、原則として年2回開催する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長を務める。
- 3 委員長は、必要と認める場合は、連絡委員など委員以外のものを委員会に出席させることができる。

4 委員長は、必要と認める場合は、委員会を招集し電子的に審議を行うことができる。

第6条（著作権管理）

掲載された論文の著作権は、学会著作権規定に従い、委員会が適切に管理する。

第7条（事務）

委員会の事務は、委員長と学会事務局において処理する。

2 委員会の議事や運営に関する資料の保存期間は、2年間とする。

3 Letters の原稿に関する資料の保存期間は、その原稿の掲載決定または不掲載決定から2年間とする。

第8条（雑則）

この規程の改廃は、委員会の議を経て学会理事会が決定する。

2 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則（2021年7月30日 理事会承認）

この規程は、2021年7月31日から施行する。